

資 料 提 供	
令和7年11月19日	
担当課 (担当者)	鳥取県感染症対策センター (宍岐、虎尾)
電話	0857-26-7153

県内におけるインフルエンザ注意報の発令

鳥取県の令和7年第46週(令和7年11月10日～令和7年11月16日)のインフルエンザの定点当たりの患者数が、下記のとおり注意報開始基準を超えたことから、本日、県内全域にインフルエンザ注意報を発令しました。

今後も患者数が増える可能性がありますので、県民の皆様におかれましては、手洗い、換気等の感染予防・感染拡大防止に御協力をお願いします。

記

1 発令地区

鳥取県全域

2 定点当たりの患者数(令和7年第46週(11月10日～11月16日))

区 分	全県	東部地区	中部地区	西部地区
定点当たりの患者数	<u>13.62 人</u>	<u>13.17 人</u>	<u>18.00 人</u>	<u>11.73 人</u>
患者数	<u>395 人</u>	<u>158 人</u>	<u>108 人</u>	<u>129 人</u>

3 感染予防についてのお願い

- ・場面に応じたマスクの着用や換気、手洗い、手指消毒などの感染対策が効果的です。
- ・インフルエンザ様症状がある場合は早目に医療機関を受診し、医師の指示に従い治療しましょう。

<参考>

(1) 注意報・警報について

以下の基準に基づき、鳥取県全域に注意報・警報を発令・解除する。なお、基準値は、国に同じ。

	基準値	要件
注意報	定点当たりの患者数 10 人	注意報開始基準値を超えた保健所の人口の総計が県全体の人口の30%を超えた場合
警報	定点当たりの患者数 30 人	警報開始基準値を超えた保健所の人口の総計が県全体の人口の30%を超えた場合
解除	定点当たりの患者数 10 人	警報終息基準値を超える保健所の人口の総計が県全体の人口の30%未満となった場合

《今回の例》

- ・県内全域で注意報発令の基準値 10 人を超えて注意報開始基準を満たす⇒**注意報を発令する。**
- ・鳥取県の推計人口(鳥取県人口移動調査:令和7年10月1日現在)

地区	人口	人口割合
東部地区	212,528 人	40.5%
中部地区	92,243 人	17.6%
西部地区	219,764 人	41.9%
合計	524,535 人	100%

(2) 過去のシーズンの流行開始日、注意報及び警報発令日は以下のとおりです。

シーズン	流行開始日	注意報発令日	警報発令日
令和7-8年	令和7年10月15日	令和7年11月19日	-
令和6-7年	令和6年11月13日	令和6年12月18日	令和7年1月7日 (令和7年2月5日解除)
令和5-6年	※令和4-5年シーズンから定点当たり1(流行開始目安)を超えたまま移行	令和6年3月13日(3回目) (令和6年4月17日解除)	-
		令和6年2月14日(2回目) (令和6年3月6日解除)	-
		令和5年10月18日(1回目)	令和5年11月1日 (令和6年1月24日解除)
令和4-5年	令和5年1月11日	令和5年3月15日 (令和5年3月29日解除)	発令なし

(3) 県内の小児科・内科定点医療機関:29の医療機関(東部12、中部6、西部11)

(4) 定点当たり患者数とは、1週間にインフルエンザで定点医療機関を受診した1定点当たりの患者数。
(例えば、県全体で29名の患者数報告があった場合、定点当たり患者数が1人となる)

インフルエンザの流行状況

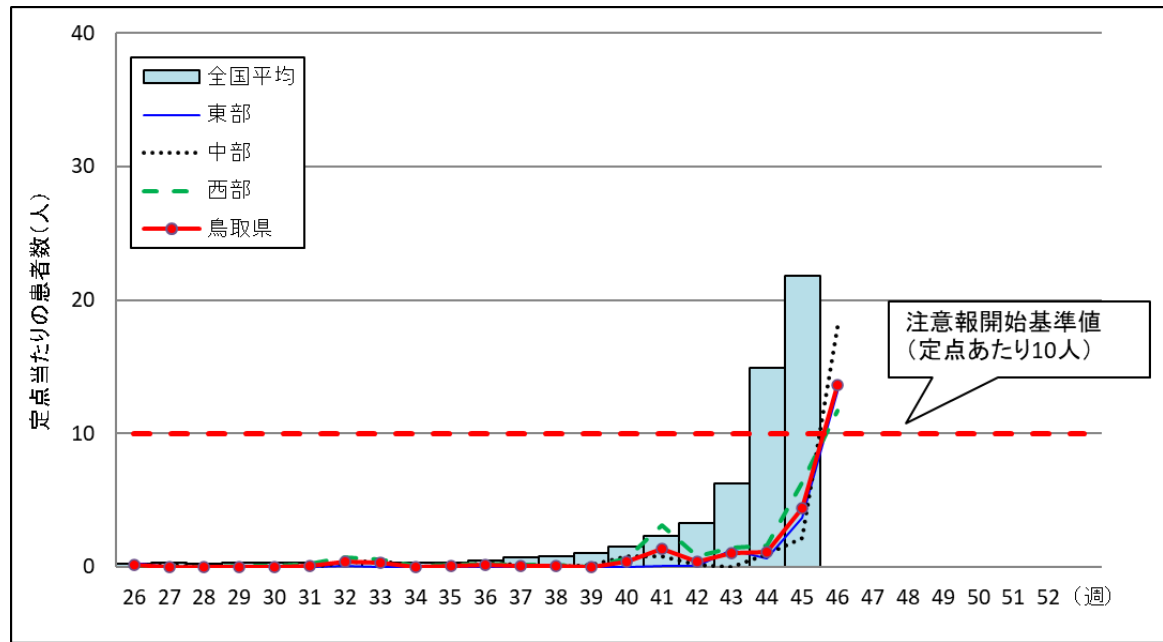
1 鳥取県と全国のインフルエンザ患者発生状況(定点あたりの患者数、単位:人)

	9 月			10 月					11 月	
週	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
鳥取県	0.10	0.10	0.03	0.41	1.38	0.38	1.07	1.10	4.38	13.62
全国	0.72	0.80	1.04	1.56	2.36	3.26	6.29	14.90	21.82	集計中

○鳥取県の急性呼吸器感染症定点医療機関は 29、全国の定点医療機関は約 3,000 あります。

2 発生状況グラフ

(1) 今シーズンの発生状況



※注意報は定点当たり 10 人を超えた地区の人口割合が県全体の人口の 30%を超えた場合に発令
(具体的には、東部地区又は西部地区を含めた地区で定点あたり 10 人を超えた場合)

(2) 県内年次別発生状況

